

新婚生活を応援します！



これから夫婦として新生活をスタートさせようとする世帯を対象に、結婚に伴う新生活のスタートアップにかかる費用(家賃、引越費用等)の支援を行います。

対象となる世帯

次の①～⑧の要件をすべて満たす世帯が対象です。

- ① 令和8年1月1日から令和9年3月31日までに入籍した世帯
- ② ご夫婦の所得を合わせて500万円未満
※奨学金を返還している世帯は、奨学金の年間返済額をご夫婦の所得から控除
- ③ ご夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下の世帯
- ④ 対象となる住宅が町内にあり、当該住宅の住宅地に住所を有していること
- ⑤ 他の公的制度による家賃補助等を受けていないこと
- ⑥ 過去にこの制度に基づく家賃補助等を受けたことがないこと
- ⑦ 新婚世帯に町税等の滞納がないこと
- ⑧ 下記(1)～(4)の講座等を受講する
(1)ライフデザイン支援講座
(2)プレコンセプションケアに関する講座
(3)医療機関への妊娠・出産に関する相談
(4)共家事・子育て講座

対象となる費用

【新居の住宅費】

新居の購入費

新居のリフォーム費

新居の家賃、敷金・礼金、共益費、仲介手数料

※リフォーム費に関しまして、車庫や門、植栽、家電購入など対象外のものがございますので事前にお問い合わせください。

【新居への引越費用】

引っ越し業者や運送業者に支払った引越費用



補助の上限

上記の新居の住宅費、引越費用を合わせて、1世帯あたり、

夫婦ともに29歳以下の世帯 60万円 **それ以外の世帯 30万円**

※予算に限りがありますので、必ず事前にお問い合わせください。

【申請・お問い合わせ】

横芝光町役場 企画空港課企画政策班

電話：0479-84-1279



必要書類チェックシート

申請時、提出書類を確認される際にご活用ください。

☞：発行場所

★：交付日から1か月以内のもの

【必須書類】

チェック欄	提出書類
	結婚新生活支援事業補助金交付申請書(第1号様式)
	★戸籍謄本または婚姻届受理証明書 ☞戸籍謄本:本籍地の自治体 ☞婚姻届受理証明書:届出を受理した自治体
	★夫及び妻の所得証明書または非課税証明書(直近で取得できるもの) 令和8年4～5月に申請する場合 ☞令和7年1月1日時点で住民登録されている自治体 令和8年6月以降に申請する場合 ☞令和8年1月1日時点で住民登録されている自治体
(該当者のみ)	貸与型奨学金の返済額がわかる書類(返済額の証明書や通帳等)

【該当する費用について必要な書類】

住居を購入した場合	
	住宅の売買契約書の写し
	領収書の写し
住居をリフォームした場合	
	住宅の請負契約書の写し
	領収書の写し
住居を賃貸借した場合	
	賃貸借契約書の写し 【勤務先が賃借人である場合】契約書の他に給与明細等により申請者が勤務先に対して、家賃相当額を支払っていることを確認している書類をご提出ください。
	領収書等の写し
	★住宅手当支給証明書(第2号様式)
業者を使い引っ越しをした場合	
	領収書の写し

※領収書は申請書に記載した全ての経費についての書類が必要です。

※夫婦が支払った経費が対象となります。支払者、支払った期日、支出先、内訳、金額の記載が必要です。

※状況に応じて、その他の書類のご提出をお願いする場合がございます。予めご了承ください。

※婚姻日以降に係った費用が対象になります。(例：婚姻日前のリフォームや家賃等は対象外)

※提出書類該当様式は横芝光町HPからのダウンロードまたは企画空港課来庁時お渡しいたします。